

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年9月20日開催 生命保険協会]

## 1. 保険代理店における情報漏えいについて

- 保険代理店における顧客情報の漏えい事案等を受け、貴協会を通じて、会員各社に対する調査を進めているところであり、しっかりとご対応いただきたい。

## 2. 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

## 3. 金融行政方針の公表について

- 2024年8月30日、2024事務年度の金融行政方針を公表した。
- 金融行政方針には、
  - 「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書を踏まえた、監督指針の改正等の実施
  - 代理店監督の高度化、内部監査の高度化、グループ・グローバルのガ

## バランスの高度化の促進

- ・ 資産運用状況のモニタリング及び経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入

などを記載している。

- 金融庁としては、これらの措置を着実に進めていくことで、我が国保険業・保険市場の健全な発展に貢献したいと考えているところ、保険会社の皆様にも引き続きご協力をお願いしたい。

(参考) 2024 事務年度 金融行政方針 (抄)

### 2. 業種別モニタリング方針

#### (4) 保険会社

##### ① 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて

「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書(2024年6月公表)を踏まえ、第三者による評価の仕組みの導入等による損害保険会社の大規模代理店に対する指導等の実効性の向上や保険会社による自社商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与の解消、保険会社における適切な保険金支払管理態勢の確保、企業内代理店の実務能力の向上や自立の促進などについて、今後、必要な調査・分析を行った上で、監督指針の改正及び業界ガイドラインの策定・改正等を進める。

さらに、金融審議会において、大規模な保険代理店における態勢整備の厳格化、保険仲立人の活用促進、企業向け火災保険の赤字状況等の論点について、制度改正の必要性を含め、具体的な対応を検討する。

大手損害保険会社各社の業務改善計画については、その着実な実施と実効的な改善に向けフォローアップを行う。生命保険会社においては、代理店監督のさらなる高度化を目指す。

## ② 経営基盤の強化と健全性の確保等

保険会社には、顧客ニーズに的確に応えた質の高い保険サービスを提供するとともに、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、顧客基盤の強化や収益の補完に向けた取組等を通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められる。また、保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、内部監査の高度化、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることも重要である。海外当局とも連携しつつ、これらの取組の着実な進展を促す。

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入を円滑・着実に進める。くわえて、経済・金融市場の動向も踏まえつつ、保険会社の財務・業務の健全性や資産運用の状況について、モニタリングを行う。

自然災害への対応については、近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、保険料率が上昇傾向にある。こうした中で、損害保険会社が自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮できるよう、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ERM）の高度化、防災・減災のサポート等に向けた対応、気候関連リスクへの取組を促す。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促す。

## 4. 障がい者アンケートについて

- 障がい者に配慮した取組状況について、2023年に引き続き各社にアンケート調査を実施し、その結果を2024年9月6日に公表。聴覚障がい者への対応に関する内部規定の整備率向上など、各社における取組が2023年より一定程度進展している。
- 聴覚障がい者等向けの公共インフラとしての電話リレーサービスに対応している社は増加しているが、現場職員による対応の徹底や対応可能なサービスの更なる拡充を期待する。

- 経営陣のリーダーシップのもと、他社における取組事例や障がい者等から寄せられた意見を参考として、障がい者等の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

#### **5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて**

- 2024年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴って気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯も踏まえ、現行の「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定している「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめとする災害時の対応に関する規定についても今一度目を通していただき、各金融機関で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

#### **6. 7月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について**

- 2024年7月25日から26日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
  - まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ統合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20でも再確認されている。
  - また、ノンバンク金融仲介（NBFII）セクターの強靱性の強化に関するFSB進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性 mismatchesに係るFSBの政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。
  - 暗号資産に関しては、FSBハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ

調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）による FATF 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi や P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。

- ・ その他、クロスボーダー送金に関する G20 ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめたFSBのストックテイクが歓迎された。
  - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。また、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告への期待が示された。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2024 年 10 月にワシントン D.C. で開催される予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

## 7. 顧客本位の業務運営(FD)に関するモニタリングについて

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況<sup>※1</sup>を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証する。

※1 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

- 具体的な検証のポイントは、以下の通り。
- ① 過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着

目した販売・管理の実態把握を含めて、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況<sup>※2</sup>

※2 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

- ② 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。
  - ③ 顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、(同ビジネスの)管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。
- なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

## 8. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

## 9. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」(令和4年12月16日閣議決定)に基づき、サイバー

安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html)（内閣官房ウェブサイト）

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
  - ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
  - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化するなどの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、当庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

## 10. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスク

ベース・アプローチ」を採ること)が必要であると考えている。

- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

#### **11. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)について**

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024年も10月にサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IX)を実施予定。
- 参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に参加いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

#### **12. サイバーセキュリティセルフアセスメント(CSSA)について**

- 2024年6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価について、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中である。
- 2024年11月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

※ 将来的には（2025 事務年度分以降）、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容を CSSA に反映していくことを検討する。

### 13. 金融行政方針の公表について

- 2024 年 8 月 30 日（金）、金融庁の 2024 事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 金融行政方針に盛り込まれている各取組については概要をご覧いただければと思うが、金融庁としては、
  - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
  - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

### 14. Japan Weeks について

- 国際金融センターの実現を含む資産運用立国に関する施策や、我が国の金融資本市場としての魅力等を情報発信するため、2023 年に引き続き、2024 年も Japan Weeks 2024 として 9 月 30 日より各種イベントを関係者と協力して開催する予定。
- 2023 年は、25 件のイベントが開催され、金融関係者 1 万人以上に参加いただいたが、2024 年は、2023 年を大きく上回る 40 件以上のイベントが

開催される見込み。また、その期間中に国内外の資産運用会社等による対話の場として「資産運用フォーラム」を立ち上げる予定。

- 皆様におかれては、資産運用立国に関するご意見や、「Japan Weeks」の時期に企画している関連イベントで Japan Weeks 関連イベントとして特設サイトに掲載・登録したいもの等があれば、金融庁にお寄せいただければ幸い。

## 15. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、皆様には、是非関心をもって頂き、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。
- 多様な投資家がサステナビリティ投資市場に参入しやすくするため、関係者とGX・サステナビリティ投資商品のあり方について対話を実施し、2024年7月に「対話から得られた示唆」を公表した。
- こうした取組を踏まえ、今後、サステナブルファイナンス有識者会議において、投資家の特性等を踏まえた具体的な投資機会のあり方等について議論を行い、サステナビリティ投資の基本的意義・効果を実感できる機会や情報を投資家へ提供していく。皆様からも今後、ご意見をいただければ幸い。

## 16. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 8月2日には、岸田総理及び8業界団体トップにご参加いただき、「J-FLEC 立上げ式」を開催した。その際、岸田総理からも、今回を第1回として「金融経済教育に関するハイレベル会合」を定期開催していく旨、発言があったところ。
- 今後、J-FLEC を中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLEC と個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、皆様におかれても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLEC は、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。
- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひ J-FLEC を活用いただきたいと考えており、こうした取組について、会員各社から取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

## 17. 税制改正要望について

- 2024年8月30日（金）、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。

### 【① 資産運用立国等の実現に向けた措置】

- ・ NISA の利便性向上等
- ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
- ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

- ・金融所得課税の一体化

【② 国際金融センターの実現に向けた措置】

- ・クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し

【③ 安心な国民生活の実現に向けた措置】

- ・生命保険料控除制度の拡充
- ・火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

**18. アセットオーナー・プリンシプルについて**

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）が、パブリックコメントを経て、内閣官房から2024年8月28日（水）に公表された。
- 生命保険会社の皆様におかれては、率先してプリンシプルの受入れをご検討いただき、保険契約者等のステークホルダーに対して、受益者等の最善の利益を追求するための備えがあることをアピールしていただきたい。また、企業年金の運営をサポートされる立場から、プリンシプルの理解促進にご協力をお願いしたい。
- また、確定給付企業年金を有する生命保険会社においては、企業年金として、アセットオーナーの立場からプリンシプルの受入れをご検討いただきたい。

（以上）